

【参考】

令和8年度国民健康保険医療費等データ分析及び市町村保健事業支援業務委託 企画提案競技審査会 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度国民健康保険医療費等データ分析及び市町村保健事業支援業務委託（以下「業務委託」という。）に係る企画提案競技の審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置期間)

第2条 審査会の設置期間は、業務委託に係る契約が締結される日までとする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、業務委託に係る企画提案競技の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第4条 審査会は、次の者を委員に充て構成する。

- (1) 秋田県健康福祉部次長
- (2) 秋田県健康づくり推進課政策監
- (3) 秋田県健康づくり推進課国保医療室長

2 審査会には委員長を置き、秋田県健康福祉部次長をもって充てる。

(会議)

第5条 審査会の招集は、委員長と協議した上で、秋田県健康づくり推進課国保医療室長が行う。

- 2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議は非公開とする。
- 4 委員は、やむを得ず審査会に出席できない場合は、あらかじめ委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。この場合も当該委員が出席したものとみなす。

(審査方法及び基準等)

第6条 委員は、別に定める審査基準に基づき企画提案内容を審査し、評点を付すものとする。

- 2 委員長は、前項に定める審査内容及び委員の協議により、企画提案競技参加者の中から受託候補者1名を決定する。
- 3 審査結果は、秋田県健康福祉部長が企画提案競技参加者に対し通知する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、秋田県健康福祉部健康づくり推進課国保医療室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、秋田県健康福祉部長が別に定める。